

「文の京」の区民憲章についての区民会議の提案に関する意見・要望と最終的なまとめに向けた検討の方向性（意見・要望、等の追加）

発言者	あらまし	本資料での扱い
0101～0926	地域説明会での区民意見	地域説明会での発言。事務局職員が要旨をメモしたもの。
2001～2025	はがきでの区民意見	5月7日までに事務局に寄せられた意見。
3001	電話での区民意見	5月7日までに事務局に寄せられた意見。事務局職員が要旨をメモしたもの。
4001～4004	ファックス・メール等での区民意見	5月7日までに事務局に寄せられた意見。
5001～5132	各団体説明での区民意見	5月7日までに各部から寄せられた意見。

注)【*】は、その他の意見に全文を掲載したものの内、中間のまとめの項目に関連した部分だけを抜き出して掲載したもの。

中間のまとめ	発言	意見・要望、等	最終まとめに向けた検討の方向性【案】
第1章 総則			
〔1-1 目的〕	4006	<p>・この条例は、各主体が自らの持つ力に^{まこと}応しい方法・手段を最大限に使って、心身共に^{まこと}真の潤いが持て、安らぎと豊かな気持ちになれる、まち造りを目指します。(又は地域社会を造ります。も同様)</p> <p>各主体は自律と自立を旨として、共に自治権の確立を第一とし更なる拡充を視野に、地方自治の本旨に基いた福祉の増進に依る、まち造りを目指します。</p> <p>前2項の目的達成の為に、新たな「文京区都市基本計画(マスタープラン)」を作ります。<敢えて入れました。>【*】</p>	
〔1-2 定義〕	4006	<p>・各主体 区民等(以下中間のまとめ通り)</p> <p>区民等 区に住民登録或いは外国人登録をしている人、区内に勤務もしくは在学をしている人、区内に逗留又は(滞在)及び区内の公共施設等を利用する人ないし通過する人を言います。</p> <p>区民等(・・・区内に逗留 以下を次の通りに差換える)区外に住居し、区内に不動産等または是等に権利を有する人を言います。以上は、報告書72頁を参考に組み立てました。は、大学等教育施設、シビックホール等、旅館業、神社仏閣等に、は不動産業、地権者に着目しました。地域活動団体より社会資源の他に、公共的な課題・活動、情報の共有化等を説明する「言句」はあると思います。更に、「理念」の語意・語義について、私には語る力がありません。「協働・協治」を「協働協治」<報告書58頁に(共治)とあり>と変更したとしても、定義は重要です。確定しておくこと肝要では、見直し検証を望みます。【*】</p>	
第4章 区の責務			
〔4-3 調整者としての役割〕	4006	<p>・この案が、報告書52ページに記述している「苦情対応の仕組み」を指すのであれば、不十分であり、又、この頁以外に見当たりません。</p> <p>21世紀を「協働・協治」に時代とするならば、同等以上に「オンブズマン」の存在を軽・無視することは理解に苦しみます。適切な案文が浮かびませんが、以下の如く記述しておきます。</p> <p>4-4 紛争処理機関(オンブズマン)の設置</p> <p>第?条 第?(4-3)条に依る調停が、困難と一方の当事者から申し立てがあった時は、オンブズマン組織に区は、委ねなければなりません。</p> <p>報告書15頁、95頁の文章にある「区政モニター制度」を如何様に、理解すればよいのでしょうか。此制度は、「区民憲章」検討の最中に、区は、15年度を以って廃止を決定し、「区報ぶんきょう」3月25日号で公表しました。区民会議の受止め方は、如何でしょうか苦情・広聴の窓口減少も行革対策??・・・【*】</p>	
第7章 協働・協治			
第4節 協働・協治の推進体制			
〔7-4-4 区における条例の尊重義務〕	4006	<p>・第?条 この条例は、区政の基本事項について定めた最高規範です。依って、</p>	

		<p>すべてに互り無矛盾性を担保します。</p> <p>将来の策・制定ばかりでなく、現に在るものにも適要させなければ、最短でも次の選挙迄は改革が先延しになる恐れがあります。【*】</p>	
〔その他〕	4006	<p>・第8章その他</p> <p>第?条 区は本憲章の施行後9年を超えない範囲で、区に相応しい状態等であるかを検討することが出来ます。</p> <p>前項に依る検討機関として、区民会議を設置して、諮問しなければなりません。</p> <p>区は、前項による諮問を受けた時は、是を尊重し、速やかに必要な措置を講じなければなりません。</p> <p>区は、社会情勢等の変化による改正の必要が生じた時は、前3項の規定に拘わらず速やかに、必要最少限度の改正案を策定の上、?日以内に臨時会を招集し議決を得なければなりません。</p> <p>第1項に関わる改正については、出席議員数のX%の多数に依る議決を必要とします。</p> <p>第4項に関わる改正については、前項の規定に依らず、出席議員の過半数により議決します。</p> <p>第?条 この条例施行に関し必要な事項は、規則で定める。尚、規則が最終委任とする。【*】</p>	

その他の意見	
0114	<p>・アンケート回答</p> <p>1 説明内容について 普通で、素人には難解</p> <p>2 説明会の運営について 人に興味を持たせるなら、工夫がなさすぎる。私の町会で話をしてみても無反応に近い</p> <p>3 その他、ご意見・ご要望 年代の中葉 30～40才の方が中心で作るべき。老人の意見は無視すべき</p>
0516	<p>・アンケート回答</p> <p>2 説明会の運営について 場所がバリア・フリーでないのは非常に不便です。一階の部屋を何とか使うことはできないのでしょうか。</p>
4005	<p>・区民会議提案の中間のまとめに関する件</p> <p>「中間のまとめ」の区民提案に向けて、8回、17時間に及ぶ議論・検討に対して、先ずはご苦勞様と申し上げる次第であります。</p> <p>偲、4月19日より28日に至る9ヶ所の地域説明会に参加を致し、各般に亘り質問ないし提言を致しました。</p> <p>更に、其の余について申し上げるべく、用意の予定稿を浄書するに当たり、何気なく区民憲章（自治基本条例）研修報告書＜平成15年1月＞に、目を通した処、85頁“考え方について、”は重要な指摘である事を見落としていた事に気付き、特に、3の諸点が文京区は疎か日本全体を俯瞰してみるに、各界・各層に亘り何処まで確立され否、何処あるのかを検証した上で将来に向けて区民憲章とすべきかを、区民会議としての独自見解があっても良いのではとの想いを強く致しました。</p> <p>其処で、予定稿の提出を取止め上記及び以下について、議論・御検討され度く申し上げる次第であります。尚、主旨は若干異にしますが、単に公開討論の開催を、地域説明会で提案してありますが改めて、「区民憲章」策定に向けて、「区民会議」主体の公開討論会〔公募委員を座長に、恐れ入りますが会長・副会長にあっては助言者として、委員は全員出席〕の開催を行い、憲章の重要性の認識を啓発と如何に在るべきかを問う事を計画される様、伏して、御検討奉らん事を願う次第であります。</p> <p>頭書予定稿は、後日提出する事にします。</p> <p>尚、本書は、個人情報の配慮は無用です。一資料としての扱いで良い事を申しでます。</p>
4006	<p>・「中間のまとめ」に関する件</p> <p>委員の皆様には、「最終案」に向けて、更なる議論・検討をされ、依り良いものを作り上げてほしいと、大いに期待しています。先ず以って報告書には全体を通して憲章に盛り込む内容及び表現は、具体的であるべきとの考えが貫かれていると、見る事が出来ますが如何でしょうか、お伺い致したい次第です。</p> <p>17万区民にとって、文京区の礎としての最高規範と位置付ける区民憲章は、「中間のまとめ」11頁3-1-1に鑑み、未成年者から最高齢者至る区民の皆さんが、容易に熟読せる事が出来る必要があります。さもなければ、現憲法が辿っている道を見るにつけ、斯る事に落入らない為にも、委員の皆さん全てが忌憚なく意見を、出し尽くす事を願う次第であります。</p> <p>偲、前置きが長くなりましたが、数項目についての見直し案、理由、問題提起を記述します。御検討願います。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1-1目的</p>

- 1 この条例は、各主体が自らの持つ力に応しい方法・手段を最大限に使って、心身共に真^{まこと}の潤いが持て、安らぎと豊かな気持ちになれる、まち造りを目指します。(又は地域社会を造ります。も同様)
各主体は自律と自立を旨として、共に自治権の確立を第一とし更なる拡充を視野に、地方自治の本旨に基いた福祉の増進に依る、まち造りを目指します。

前2項の目的達成の為に、新たな「文京区都市基本計画(マスタープラン)」を作ります。<敢えて入れました。>

1-2 定義

各主体 区民等(以下中間のまとめ通り)

区民等 区に住民登録或いは外国人登録をしている人、区内に勤務もしくは在学をしている人、区内に逗留又は(滞在)及び区内の公共施設等を利用する人ないし通過する人を言います。

区民等(・・・区内に逗留 以下を次の通りに差換える)区外に住居し、区内に不動産等または是等に権利を有する人を言います。 以上は、報告書72頁を参考に組み立てました。 は、大学等教育施設、シビックホール等、旅館業、神社仏閣等に、 は不動産業、地権者に着目しました。

地域活動団体より社会資源の他に、公共的な課題・活動、情報の共有化等を説明する「言句」はあると思います。更に、「理念」の語意・語義について、私には語る力がありません。「協働・協治」を「協働協治」<報告書58頁に(共治)とあり>と変更したとしても、定義は重要です。確定しておくこと肝要では、見直し検証を望みます。

4-3 調整者としての役割

この案が、報告書52ページに記述している「苦情対応の仕組み」を指すのであれば、不充分であり、又、この頁以外に見当たりません。

21世紀を「協働・協治」に時代とするならば、同等以上に「オンブズマン」の存在を軽・無視することは理解に苦しみます。適切な案文が浮かびませんが、以下の如く記述しておきます。

4-4 紛争処理機関(オンブズマン)の設置

第?条 第?(4-3)条に依る調停が、困難と一方の当事者から申し立てがあった時は、オンブズマン組織に区は、委ねなければなりません。

報告書15頁、95頁の文章にある「区政モニター制度」を如何様に、理解すればよいのでしょうか。此制度は、「区民憲章」検討の最中に、区は、15年度を以って廃止を決定し、「区報ぶんきょう」3月25日号で公表しました。区民会議の受止め方は、如何でしょうか苦情・広聴の窓口減少も行革対策??...

7-4-4 区に・・・条例の尊重義務は下記に

7-4-4 区民憲章(基本条例)の地位

第?条 この条例は、区政の基本事項について定めた最高規範です。依って、すべてに互り無矛盾性を担保します。

将来の策・制定ばかりでなく、現に在るものにも適要させなければ、最短でも次の選挙迄は改革が先延しになる恐れがあります。

第8章その他

第?条 区は本憲章の施行後9年を超えない範囲で、区に相応しい状態等であるかを検討することが出来ます。

前項に依る検討機関として、区民会議を設置して、諮問しなければなりません。

区は、前項による諮問を受けた時は、是を尊重し、速やかに必要な措置を講じなければなりません。

区は、社会情勢等の変化による改正の必要が生じた時は、前3項の規定に拘わらず速やかに、必要最少限度の改正案を策定の上、?日以内に臨時会を招集し議決を得なければなりません。

第1項に関わる改正については、出席議員数のX%の多数に依る議決を必要とします。

第4項に関わる改正については、前項の規定に依らず、出席議員の過半数により議決します。

第?条 この条例施行に関し必要な事項は、規則で定める。尚、規則が最終委任とする。

下記については、憲章の領域に入るのか判りませんが、区民参画の中で一番大切な審議会等に、諮問し、意見を求める側の行政職員が、委員として参加する事。同様に議員にあっては更に、審査・審議という二重の職権行使に当たるのではないかと思います。憲章に盛込む事が出来るかに、議論されて度く提起します。

本書は、自己情報の配慮は無用です。この状態のまま公開されても、異議を申し出ません。以上。